

私の研究軌跡

田村 武夫

本稿は、「ワイマール憲法・東ドイツ・ドイツ統一—私の研究の歩みに即して—」と題しておこなった最終講義の報告である。従来は、「人と業績」というタイトルで書かれていたが、今回は、後掲の略歴および業績一覧を相互に関連させるので一興ではないかとの勧めもあって、自らの回顧談を掲げることとした。最終講義の報告は時間の制約もあって、主たる研究対象・業績への言及に止まるをえなかった。本稿も、筆者の中心的な関心事に即した軌跡の記述になることを予めお断りしておきたい。

一. 前史：大学院時代まで

1. 戦後の農地改革が小学生時代の大きな印象

その後の生き方とか研究活動に直接の結びつきはないと考えるが、幼い頃のいまもって記憶に鮮明な出来事は、父が1930年代から耕作していた近所の地主所有農地0.3haが戦後の農地改革で父の所有するところとなった顛末を申し訳なきように語った場面である。当時、小学校の高学年になると一週間の農繁期休暇があって農作業の手伝いを強いられた。一服休憩のおりに話題となって、父が顛末を語り、兄や姉との対話を脇で聞いていた。GHQ、マッカーサー、農地改革などの言葉が父の口から出ていた。何故そうだったかは理解できなかったものの、戦争に負けてアメリカ軍による日本占領のなかで大きな変化が起り、父が安い費用で農地を手に入れたということに驚き、不思議な感じをもったこと、あの家（地主）とこの家（小作人）の間にすごい出来事が起こったのだという思いをしたことが現在でも浮かぶのである。後になって、戦後の農地改革による小作人への農地解放の一こまであったとわかるのだが、社会の大きな転換が小さな家族内に衝撃とというよう

な影響をもたらした体験はその後になにかしら引きずるものがある。

2. 大学時代にワイマール憲法に惹かれる

東京都立大学時代の憲法ゼミナール（下山瑛二先生）では、生存権についての学習が主だった。現代人権の中心であり、経済的社会的弱者の保護を慈善事業でなく、権利保障として構成する考え方に関心をもち、しだいに、ドイツ・ワイマール憲法に登場した生存権思想に惹かれていった。ワイマール憲法151条2項では「経済生活の秩序は、すべてのものに人間たるに値する生存を保障する目的を持つ正義の原則に適合しなければならない」と規定され、近代以降の経済的自由が「人間たるに値する生存」という見地から一定の制約を受けることを明らかにした。ワイマール憲法はなぜ、このような思想に留意し規範として定着させたのか、その時代背景や脈絡（ロシア革命・レーニン憲法との関係）は何か、といった問題意識が形成されていった。

実は当時、わが国ではじめての生存権裁判といわれる朝日訴訟が進行中で、東京高裁で逆転敗訴になり上告（最高裁42年5月24日大法廷判決）されるという推移が大きくメデイに取り上げられていて、それにつよい関心をもったことも、ワイマール憲法への問題意識の形成に与っていたと思う。

■卒業論文「在日朝鮮人の生活保護法制と実態」（1966）

卒業論文は、戦後の恩給法や生活保護法などの社会政策立法が国籍条項を定めて、きのうまで日本人扱いをしてきた朝鮮半島出身の韓国人・朝鮮人が日本国籍を有しないとの理由で生活保護・救済が否定され、厚生省通達で恩恵的、特例的に一部保護をするという法状態であったことを問題視

し、在日韓国人・朝鮮人の移住史・生活実態・終戦直後の法的身分の変更措置・国籍条項による適用除外の論理・外国人の生存権保障の法理などについて著した。

3. 大学院時代に社会主義国の憲法にとりくむ

東京都立大学大学院の修士課程では、ソビエト法・中国法研究を専攻されていた針生誠吉先生とソビエト憲法・中国憲法・朝鮮憲法を中心に、いわゆる<社会主義法>論の勉強にとりくんだ。法の、あるいは法と経済の一般理論、所有権論（所有の社会化と法関係論）、半世紀に及ぶ社会主義憲法史・法理論史などについて文献を読み、議論する日々であった。

大学紛争の真っ只中で、東大安田講堂の封鎖に呼応する形で都立大学の研究棟も一部学生により封鎖され、法学文献資料室が利用できない状況で修士論文の作成を余儀なくされ苦しかったことが今は懐かしい。

■修士論文「戦後土地改革の研究—日本・北朝鮮の比較」（1968）

■「北朝鮮の土地改革」朝鮮史研究会編集発行『朝鮮史研究会論文集』第8号（1971. 3）

■「朝鮮の新しい社会主義憲法について」日本比較法学会編『比較法研究』第35号（1974. 3）

大学院博士課程に進んで、当時最新の、理論的体系的にもっとも優れた東ドイツの1968年憲法を翻訳したり、深く研究する機会を得た。ドイツ語が第2外国語で外書講読でも継続してドイツ語の文献を読んできたので、研究の土俵を東ドイツ憲法に移した。清水誠（都立大）・影山日出弥（名大）両先生が牽引された東ドイツ法研究会での議論に示唆されることが多かった。

清水誠先生の大学院ゼミに飛び入り参加して1920～30年代のワイマール司法研究に従事したことも、その後のワイマール憲法研究におおいに役立った。

■課程修了（助手請求）論文「東ドイツの参審制」（1970～72）

■「ドイツ民主共和国における参審制（一）～（三）」、NJ研究会『季刊現代法』第6号（1971. 8）、第7号（1972. 12）、第8号（1974. 5）

二. 茨城大学赴任（1973. 10）後：在外研修を軸に

1. 鹿間研事件

茨城大学に赴任した時点で、人文学部は鹿間研事件の騒動下にあった。鹿島工業開発に反対して鹿島問題研究会を名乗る学生が、当時茨城県土地収用委員会委員長で、ある地権者の土地に対する強制収用裁決に責任ありとして民法教授を糾弾し、教授を取り囲んで暴言を吐いたり、民法授業の教室を占拠したり、法学スタッフとの団交を強要。他方、人文自治会側も「民法授業」の早期再開の要求・学習権保障の要求を掲げて交渉を求め、両者への対応で帰宅時間が遅くなり、緊張を強いられる毎日であった。初めての経験であったせいか、教員の学外兼業と社会的責任について深刻に考えさせられた。学部教員の多くに影響は大きかったと考える。

2. 東ドイツ・ベルリン大学・Humboldt Universität 留学（1975. 10～1976. 9）

日本・DDR友好協会とDDR・日本友好委員会との間の協定に基づく留学生派遣事業で運よく選ばれて1年間、東ドイツ（Deutsche Demokratische Republik ドイツ民主共和国）のフンボルト大学 Humboldt Universität（通称、ベルリン大学）に留学した。

周知のとおり第二次大戦後、ベルリンは東西に分割され、西ベルリンは東ドイツ内の孤島ではあったが、西側（米英仏）のショーウィンドーと位置づけられ豊富な物資・街の賑わいがラジオ・テレビ電波に乗って東ドイツ側に常時喧伝される状況にあった。他方、東ベルリンは東ドイツの首都ではあったが、往時の面影は残すものの（戦後の復元計画事業の産物）、都会の華やかさはなく、ある意味閉ざされた雰囲気のある街であった。フン

ポルト大学はドイツの名門大学ではあったが、人が活発に行き交う光景はなく静まりかえった雰囲気印象的であった。

大学では前半（5ヶ月間）週4日ほどドイツ語・会話授業を履修し、空いた時間に法学部図書室で戦後東ドイツの建国過程の資料および法・憲法関連の論文を読んだりリストの作成をしたりして、また、大学に隣接する Staatsbibliothek 国立図書館でワイマール憲法制定関連の資料、ワイマール共和制時代の憲法紛議・大審院（最高裁）裁判をめぐる批評や新聞記事などを読んでいた。Staatsbibliothek でゲーテ、ヘーゲル、マルクス、森鴎外、レーニンなどの卒業論文 Diplomarbeits, 様々の報告文 Schriften, ノート書き Heft などを見たときの感激は今もって忘れ得ない。

日本人留学生には数次ビザ *mehrmal Visa* が発行され、西ベルリンに自由通行ができた。西ベルリンでは、街の雑踏、げげげしい広告、溢れる商品が目に入り、東京にいるような錯覚に陥ったほどである。物資の豊かさや光の量は東ベルリンと比較不可能なほどであった。東ベルリンの知人らの薬品購入依頼は切実で、西ベルリンで購入して隠して持ち込んだが、非合法なので東ベルリンの検問所を通過するときはずっとヒヤヒヤだった。いまでも連絡を取り合っているドイツ人の多くは、この時の依頼者達である。

この留学中に入手した文献・資料を基に執筆した論文が下記のものである。

- 「社会主義法理論研究序説—bürgerliches Recht の考察を中心に」茨城大学政経学会雑誌、第35号（1976. 3）
- 「東ドイツ憲法史—1949年憲法の政治的基礎過程—」茨城大学政経学会雑誌 第38号（1977. 10）
- 「東ドイツ憲法史—1946～7年州憲法制定と国家組織・憲法論—」茨城大学人文学部紀要（社会科学編）第11号（1978. 3）
- 「ウルム歩兵連隊事件」清水誠編『ファシズムへの道—ワイマール裁判物語』日本評論社（1978. 12）

- 「東ドイツ憲法史—州憲法の構造比較と転換の存否—」茨城大学人文学部紀要（社会科学編）第12号（1979. 3）
- 「東ドイツ憲法史—ヴァイマール憲法の歴史的 position と評価（一）～（三）」茨城大学人文学部紀要（社会科学編）第13号（1980. 2）、第14号（1981. 2）、第19号（1986. 2）

3. 東ドイツのポツダム公文書館 Potsdamarchiv der DDR での研修（1989. 7～9）

DDR・日本友好委員会の招待で2回目の東ドイツ滞在。最初の10日間は史蹟名所を訪問。実はこの間に、1949年DDR憲法制定議事録 Protokolle の所在場所がわかり、以後9月末までベルリン郊外のポツダムにある古びた公文書館 Potsdamarchiv に通うこととなった。ポツダムで最も有名なサンサーシー宮殿に徒歩5分というところの家に間借りした。新聞広告を見て訪ねたところ一人住まいの60代の女主人は、日本人（外国人）だったので最初は断ったが、DM（西ドイツ・マルク）で家賃を支払うという条件で了解された。

プロセイン国王フリードリッヒ2世が18世紀半ばに夏の離宮（避暑地）として建てたロココ調の宮殿であるサンサーシー宮殿と、米国、英国、ソ連の3カ国の首脳が集まり第二次世界大戦の戦後処理と日本の終戦について話し合われたポツダム会談の場所・対日ポツダム宣言発信のツェツィーリエンホーフ宮殿には、2ヶ月半の滞在中に3～4回訪れて隅々まで子細に見たので、今もどこに何が飾られているかを教示できると自負している。

実はポツダム滞在中、大変な事態が起こっていた。東ドイツから多数の市民がブルガリア経由でオーストリア・西ドイツに脱出していたのである。一日で数千人にも上り、西ドイツのテレビ放送で事態が広く知られたこともあって、日に日に脱出者の数は多くなっていった。

しかし、東ドイツ国内のメディアからは、この事態の報道は一切なかった。下宿の女主人が白黒テレビの報道を見ながら、東ドイツはどうなるのだ

ろうと不安げに、筆者に尋ねていた顔が今も思い出される。

ポツダム公文書館で、1949憲法の制定過程における大部の審議録を目にしたときは感激で震えてしまった。なにせ、14年前の留学時に必死に探したにもかかわらず発見できなかったのであるから、震えるのも当然であろう。だが、受付職員からコピーはできないといわれたときはショックだった。押し問答したが打開できなかった。結局は、部分的にノートに写し書きするだけに止まらざるをえなかった。公文書館にきている利用者に質したところ、2ヶ月前まではコピーしてくれたというのであるから、コピー不可の原因は、市民の脱出事件と関係していたのであろう。

DDR・日本友好委員会から紹介されたフンボルト大学のミッセルヴィッツ教授Prof. Misselwitschと数回懇談の場をもち、DDR 憲法・選挙法・地方制度改正の動きが始まったことを伝えられ、自身が選挙法改正委員会責任者であると述べられた。出来上がった改正案および審議内容を帰国後も伝えてくれるよう約束した結果、下記に見る東ドイツの新選挙法および選挙実態の分析論文を著することができた。東ドイツ出国時に国際空港 Schönefeld で、密室に連れて行かれ厳しい身体・荷物検査を受けたことで、当局側の危機意識をまざまざと感得することができた。

■「東欧変革後の選挙改革—東ドイツの自由選挙をめぐる議論を中心に—」茨城県自治体問題研究所編『いばらきの地域と自治』第2集，自治体研究社（1990. 12）

■「東ドイツ市民革命後の選挙改革—変革を担った市民運動の選挙改革論の紹介—」茨城大学人文学部紀要（社会科学）第24号（1991. 3）

4. ドイツ統一後のドイツ国立公文書ポツダム分館 Potsdamabteilung des Staatsarchiv Deutschlands（文部省在外研修1993. 4～1994. 3）

前回の訪独から4年数ヶ月経って、東西ドイツ

の統一（実際は西ドイツへの東ドイツの編入）という大激変が起こった後、文部省在外研修の機会をえて1993年4月からほぼ1年間ベルリンに滞在し、ポツダムの公文書館に通った。統一後は名称が変更し、ドイツ国立公文書ポツダム分館 Potsdamabteilung des Staatsarchiv となった。今度はコピーも可能となったが、料金が高いので資料を借り出してベルリンのコピー専門店に安価に大量にコピーした。1949年 DDR 憲法制定議事録 Protokolle, 1989. 10～1990. 3 主要政党・社会団体参加の円卓会議議事録 Rundtische Protokolle・DDR 憲法改正案および人民提案記録などである。

ドイツ東部地区は建設工事ラッシュで、失業対策+ドイツ西部地区からの激しい資本進出のなせるところであった。しかし、ドイツの間には、数年前に誰しもが抱いた統一への熱気・期待は既に失われ、口を開けば不信・不満・怨嗟の声のみである。とくに、かつての東ドイツ住民にその傾向がよかった。フンボルト大学の法学部の教授は2名を残して総て退職（実質は追放）していた。東西両ドイツの実定法体系に極度の差があったということ、それゆえに法学教育の内容も方法も転換するというこで、西ドイツ法の若手研究者および退職裁判官が就任したのである。前回の滞在時に知己となったミッセルヴィッツ教授Prof. Misselwitsch も所在不明で連絡がとれなかった。古いドイツの友人（1975～6年に知り合ったドイツ人）らも多くが年金生活者となり、kleiner Garten で野菜作りに精出していた。小さな声でスキンヘッドの若者が増えて、けんか声が絶えないのが情けないとこぼしていた。多くは語らないが、ドイツ統一について「こんなはずではなかった」という言葉が誰からも漏れていたのが大変印象的であった。このような事情を書きつづったのが次の論文である。

■「国家統合から心の統合へ—ドイツの抱える新たな苦悩—」茨城県自治体問題研究所編『いばらきの地域と自治』第5集，自治体研究社（1995. 1）

三. 研究の関心・到達点・残された課題

ようやく、本稿の中心部分にやってきたわけであるが、以上の経緯のなかで醸成された主たる研究関心は次のようなものである。

1. 20世紀の憲法モデルと賞賛されたワイマール憲法があまりにも短命（1919～1933）であった原因は何なのかということ。

ワイマール憲法が停止状態（事実上の失効）になったのは、1933年2月27日緊急大統領令の布告に基づく非常事態宣言、または、3月23日議会で「授権法」の成立、のいずれかで論争があるが、両事件が含まれる1933年の2月末から1ヶ月内の時期である。よく知られているように、それに至る経緯は次のとおりである。

1933年1月30日パウル・フォン・ヒンデンブルク大統領は、周囲に説得されてクルト・フォン・シュライヒャーに代わってアドルフ・ヒトラーを首相に任命した。途絶えていた財界からナチスへの献金も前後して再開される。

1933年2月27日の国会議事堂放火事件でヒトラーは緊急大統領令を布告して非常事態を宣言、ワイマール共和国憲法によって成立した基本的人権や労働者の権利のほとんどを停止させた。オランダ人の共産党員、マリヌス・ファン・デア・ルッベを放火犯として逮捕、共産党への弾圧を開始した。

1933年3月5日の総選挙で共産党は大きく後退し、ナチスは43.9%の得票を得た。

1933年3月23日にヒトラーは議会で授権法（全権委任法）を成立させ、議会から立法権を取上げ、独裁体制を確立した。

1933年4月26日秘密警察を設置。批判者や反対者がナチスに報告され、ナチスが直接ドイツの社会をコントロールする手段を保持する。多くのナチスの政敵、特に共産党および社民党員が政治犯として収容所に収容された。

短命に終わった原因の中に、ワイマール憲法構造に何らかの欠陥・弱点があったのではないか、

という問題意識が学部時代から底流にあった。同時に、ワイマール憲法の運命に日本国憲法の運命を重ねて考える問題意識も大学院以後醸成されていった。よく似た出自ゆえに、日本国憲法は大丈夫だろうかという懸念である。

未曾有の惨禍を受けて誕生した日本国憲法一平和を求め戦争は二度といやだ、一人ひとりのかけがえのない人権保障と民主政（国民主権という理念の具現）の実現を切望して生まれた憲法一は、いわば第一次大戦後のドイツ・ワイマール憲法と同じ精神・価値・使命・目的、つまり同じ位置づけをもって出現し、その運用諸主体（政党、最高裁判所、軍など）のなかに同じように反憲法的姿勢を抱えているのである。

2. 第二次大戦後、ドイツの国家再建に不可避免の新憲法制定過程でワイマール憲法の総括が必ずやなされるであろうとの推定のもとに、東西両ドイツの新憲法制定過程に止目し、ワイマール憲法の評価・欠陥の扶摘論に焦点を合わせた。

1946～48年間ドイツ占領国4ヶ国外相会談で、ソ連は「ワイマール憲法を基礎とするドイツ統一国家の樹立」を西側3ヶ国に何度も提案していた。したがって、ソ連占領地区の東ドイツでは、ワイマール憲法の功罪摘出・継承断絶論が新憲法制定過程（1948～49）、また、それに先立つ州憲法制定過程（1947～48）において、関係者につよく意識されていた。しかし、冷戦の激化にともない西側3ヶ国が反統一・独自の国家樹立という方針を掲げ、西ドイツ新憲法制定過程ではワイマール憲法を意識的に無視し、米英仏占領国の、いわゆる西側の伝統的な価値、「自由主義原理」に依拠する姿勢を鮮明にしていた。

3. ドイツ東・西の二国家に分裂する悲劇は、二重の意味でワイマール憲法を焦点化した。一つは、分裂回避・全ドイツ統一の政治的・精神的支柱として、いわば統合の象徴としてという意味で、もう一つは、政治生活の新たな規範性の基準として再生のリアリティ（現実性・実体性）をもっていかどうかという意味で、ワイマール憲法は第二次大戦後の政治的ダイナミズム（展開）の焦点

になったのである。

東ドイツ側でより積極的に扱われたワイマール憲法についての討議を素描してみる。

第二次大戦の敗戦後、4ヶ国による分割占領状態を終わらせドイツの統一的な国家再建を目的に1947年秋以降、ドイツ全域から各階各層の代表が集合してドイツ人民会議 Deutscher Volkskongress が開かれ、常設機関としてドイツ人民評議会 Deutscher Volksrat (主要な反ナチ・民主主義政党および社会団体代表の協議会) が設置され、そのなかに複数の専門政策委員会が置かれ、その一つが「憲法委員会」である。憲法委員会は、ドイツ統一国家の新憲法要綱を策定する任を負い、政党代表・主要社会団体代表・学識経験者(弁護士・学者)から成る専門の実務機関で、1948年3月発足以降6本の基調報告 Grundsatzreferat のもとに精力的に、歴史的、比較法的、現状分析的な討議を追求した。基調報告のなかに、Karl Polak, Die Weimarer Verfassung — Ihre Errungenschaften und Mängel (「ワイマール憲法—その成果と欠陥」)があった。

K. ポラクは、ナチに追われ地下に潜った元大学教授で、C. Schmitt とも対立・論争した国法学者であった。K. ポラクは、報告の冒頭つぎのように述べている。

「今日、ドイツ人にとって、ワイマール憲法とワイマール共和国に対する態度決定は、純粋に理論的な問題、すなわち、すでに過去のものとなった事柄についての分析と評価の問題としてあるのではなく、きわめて実践的な意味を持っている問題としてあるのだ、ということをも改めて指摘したい。今日、その問題は、つぎのように提起されるであろう。すなわち、来るべきドイツ国家体制—すべての者が熱望している民主的共和制—は、どのようなものでなければならないか。その際に、即座にワイマール憲法が再び浮かび上がってくる。ドイツの将来の民主的国家形態に関する議論は、ワイマール憲法とワイマール共和国に関する議論として展開するのである。

ワイマール共和国は、ドイツで民主主義的な国

家体制を樹立する最初の試みであった。しかし、この試みは失敗した。今、我々が二回目の試みとして、ドイツの民主主義的憲法の創造に向けて進もうとするならば、最初の試みの失敗を再び繰り返さないために、それから学び取ることは当然である。ワイマール憲法とワイマール共和国は、ドイツにあっては、民主主義思想に対する不信をもたらした。民主主義は、無力なものとなされた。ワイマール共和国は、その明らかな敵対者、ファッショ的独裁者に対し、断固として抵抗することができなかった。それどころかむしろ、ワイマール共和国は、自身とドイツ国民をファッショ的テロの餌食にしてしまった。“ワイマールは繰り返されてはならない”との標語は、今日広く行き渡っている。威厳のある力強い国家体制を発展させることのできる真の戦闘的な民主主義の像を国民大衆に示すとき、その時はじめて、民主主義に向けて彼らを鼓舞することができるのである。我々は、ワイマール民主主義の欠陥と脆弱さを廃棄しなければならない。」

私は、かような K. ポラクの課題設定による分析が現代憲法学に寄与するところ少なくないと考えて、詳細に紹介する形で論文を紀要に書いた。

■「東ドイツ憲法史—ヴァイマール憲法の歴史的位置と評価(一)～(三)」、茨城大学人文文学部紀要(社会科学編)第13号(1980.2)、第14号(1981.2)、第19号(1986.2)

K. ポラクの結論は、単純化していうと、ワイマール共和国時代の公の国家学(国法学)・法律学が古い肉体(旧帝政)にこの新しい衣装(ワイマール憲法の規範内容)を適合させようと試みるだけで、古い肉体がすでにずっと前から腐敗した死体、ただちに改新する必要のあった死体ではなかったかどうかの問題を提起するだけの能力や立脚点をもたず、こうして国家(国法)学者、法律学者らの民主的、歴史的感覚の欠如にワイマール憲法の欠陥や無力が決定的に困っているということ、かかる思想的学問的および時代感覚的な脆弱性の基盤の上で創られたワイマール憲法それ自体

の基本的欠陥として、形式民主主義、内容＝実体の伴わない形のみ民主主義の保障規範体系であった、ということである。

焦点的には、ワイマール憲法の制定指導者である H. プロイスおよび M. ヴェーバー、憲法侮蔑者・敵対者として C. シュミットをとりあげ、鋭く批判し、さらに大審院 Reichsgericht の憲法放棄が致命的であったと酷評している。

1948年7月11日憲法委員会は、つぎのようなワイマール憲法についての最終的な評価決定を下している。

憲法委員会テーゼ These (結論)

1. ワイマール憲法は、ドイツの統一的民主的共和国への過程において重要な一步を確立した。ワイマール憲法は、民主的な国家体制の構築にとって重要な諸命題を包含している。これら進歩的諸命題は、ドイツ憲法の新たな制定のなかで、発展せしめられ、強固化されなければならない。

2. ワイマール憲法は、重要な成果としてドイツの国民的統一をもたらした。ドイツの国民的統一は、ワイマール憲法によって諸州に付与された諸権利を基礎にして、再構築されなければならない。州権限の制限は、ドイツ共和国によって、全体の利益のために要求しなければならなくなった場合においてはじめて可能である。

3. ワイマール憲法の本質的な欠陥は、国民代表議会が民主政において当然の中軸的権力的位置を有していなかった、という点にある。国民代表議会は、国家行政装置(官僚制)の形成および経済組織に対する決定的な影響力を欠如していた。将来のドイツ憲法は、国家行政装置および経済組織に対する主権的権限を意図し確定しなければならない。

かかる憲法委員会の結論は、ワイマール憲法に対して基本的に好意的な評価を下しているとみなすことができる。他面、その重大な欠陥として、外見的議会主義の構成に止まっていたということ、したがって、議会への権力集中と、国家行政装置・官僚システムに対する議会統制の確立が新憲法制

定の主要課題であると断定している。いずれにせよ、ワイマール憲法の継承には否定的であったといえる。

以上の議論から出発してその後の東ドイツ憲法の展開史を追っていき、1949年憲法から1968年憲法、その後70年代の部分改正に至る変遷を、司法制度(市民参加形態・参審制)および「国家的・協同的企業と労働」などの面から考察していった。

■「東ドイツ憲法における国家・経済管理・経営の法的関係論」小林三衛先生退官記念論文集刊行委員会編『現代財産権論の課題』敬文堂(1988.6)

■総合科目(専門)の講義で、十数年 Carl Schmitt の理論・行動・言説をとりあげ、その問題点を指摘してきた。

むすび(課題)

「発展した民主主義」を標榜し、人民と国家権力の統一の様式(システム)強化策を憲法改正の目的と対象にしてきた東ドイツ DDR の1990年崩壊は、確かに衝撃であった。原因について多くの論者が指摘しているが、私は、人民と国家権力の統一の様式(システム)の形式主義化、K. ポラクが指摘した「形式民主主義、内容＝実体の伴わない形のみ民主主義の保障規範体系」に墮したこととみている。その危険性は、わが国でも、他の国々でも潜在していると考えており、民主主義の思想・制度・運動について引き続き深く考察していきたいと心に期している。

また、1993～4年に訪独したおりに入手した1949年 DDR 憲法制定議事録 Protokolle, 1989. 10～1990. 3 Rundtische Protokolle(主要政党・社会団体参加の円卓会議議事録)・DDR 憲法改正案および人民提案記録などを精査・翻訳し、とくに後者の人民提案記録については殆どハンド・ライティングで、憲法改正の具体的提案であり、わが国の憲法改正手続法(いわゆる国民投票法)の内容や運用を検討するうえで大いに参考になるものとするので、近々公表する方向で吟味しようと自分にノルマを課しているところである。

（最終講義は、1月22日正規の憲法授業の時間帯を利用して行われた。法学・政治学領域長，飯塚和之教授の設営準備，および法律コース主任，寺洋平准教授による当日の進行など，大変お世話を頂いた。ここに記して深謝申し上げたい。）